

## 活動センターご利用案内（行徳）

ボランティア・NPO活動センター行徳は、ボランティアや市民活動に関心のある方、ボランティアや市民活動を行う団体・個人の方がご利用になれます。

ご利用にあたっては、本利用案内を遵守してください。

### ◎センターを利用できる曜日及び時間帯

月曜日～金曜日、午前9時00分～午後5時00分 ※土・日曜・祝祭日及び年末年始は休室

### ◎ご利用にあたって

開室時間内であれば、いつでも利用可能です。なお、センターを利用した市民活動団体、個人の方は、備え付けの「ボランティア・NPO活動センター行徳利用報告書」を終了後、必ずご提出ください。

ただし、次に該当する場合は利用できません。

- ・ 営利を目的としていると考えられるとき
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的と考えられるとき
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的と考えられるとき
- ・ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することが目的と考えられるとき
- ・ その他、他人に迷惑を及ぼし、又はセンターの設置目的に反する行為があったとき

### ◎センター利用上の共通ルール

- ◆ スペースが限られることから、長時間にわたる活動・作業は事前にご相談ください。（原則1回2時間程度・週2回程度とさせていただきます）
- ◆ 貴重品は、各自で責任を持って管理してください。  
なお、センター内での紛失等については、一切責任を負いかねます。
- ◆ 飲食（アルコール類は除く）は可能ですが、他のお客様のご迷惑にならないように願います。食べ残し等は、必ずお持ち帰りください。
- ◆ 使用後は後片付けを行い、持ち込んだ荷物やゴミ等は必ずお持ち帰りください。  
また、机・椅子等の配置やその他資機材・備品など利用したものは原状復帰をお願いします。
- ◆ 音楽活動は、ご遠慮ください。
- ◆ 利用される方が多い場合は、お席等をお互い譲り合うなど、ご協力をお願いします。
- ◆ 施設内は、禁煙とします。
- ◆ 印刷機は、有料で利用する事ができます。
- ◆ 駐車場  
※行徳支所の駐車場を利用し、60分を越える場合は、当センター発行の利用証明書と駐車券を支所受付窓口で示し駐車承認処理をしてもらえば駐車料金が無料となります。

ご不明な点は、お気軽に職員まで声をかけてください。

市川市市民部 ボランティア・NPO 課